

川崎市立図書館資料の貸出停止等に関する要綱

平成24年 1月13日

23川教中図第985号

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館規則（平成2年6月27日教育委員会規則第15号）第14条の規定に基づき、図書館資料（以下「資料」という。）の平等な利用を図ることを目的として、資料の貸出停止等について定めるものとする。

(貸出等の停止)

第2条 資料の貸出を受けた者が、返却期限の翌日から起算して35日を超えても当該資料を返却しないときは、図書館長は、資料の新たな貸出、予約・リクエストを停止する。

2 前項の措置を開始する前に、図書館長は、返却の督促を1回以上行うものとする。

(停止の解除)

第3条 前条により資料の貸出及び予約・リクエストの停止措置を受けた者が、返却期限の翌日から起算して49日以内に当該資料を返却したときは、図書館長は、貸出及び予約・リクエストの停止を解除する。

(予約等の取消)

第4条 第2条の規定により資料の貸出、予約・リクエストの停止措置を受けた者が、返却期限の翌日から起算して49日を超えても当該資料を返却しないときは、図書館長は、既に受け付けられていた当該利用者に係る予約・リクエストを取り消すものとする。

2 前項の措置を開始する前に、図書館長は、返却の督促を1回以上行うものとする。

(貸出等の停止期間及び解除)

第5条 第2条の規定により資料の貸出、予約・リクエストの停止措置を受けた者が、返却期限の翌日から起算して49日を超えてから資料を返却したときは、図書館長は、返却した日の翌日から起算して49日を超えた日に、貸出、予約・リクエストの停止を解除する。ただし、返却した当該資料の他に、第2条に規定する措置を受けている資料があるときは、それらの資料をすべて返却した日の翌日から起算して49日を超えた日に、貸出、予約・リクエストの停止を解除する。

(免責)

第6条 第2条及び第5条において、図書館長が、延滞についてやむを得ない事情があると認めるときはこの限りでない。

(その他)

第7条 この要綱の施行にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。